

納税通知書を発送します

## 固定資産税・都市計画税

税務課・☎2123

発送予定日 4月11日(木)

課税対象

▽固定資産税Ⅱ 1月1日現在で所有する土地、家屋、償却資産

▽都市計画税Ⅱ 1月1日現在で市街化区域内に所有する土地、家屋

税率

▽固定資産税Ⅱ 1・4%

▽都市計画税Ⅱ 0・3%

納付方法 納付書に

記載された金融機関

などで納付



## 『協会けんぽ』の保険料率改定

全国健康保険協会栃木支部  
☎028・616・1692

『協会けんぽ栃木支部』の保険料率が次のとおりとなります。

▷健康保険料率=9.96%→9.79%

▷介護保険料率=1.82%→1.60%

改定時期 4月納付分から

※詳しくは『協会けんぽ』ホームページでご確認ください。

## 福祉

## 国民年金保険料

## 学生納付特例制度

保険年金課・☎2148

同保険料納付を先送りします。対象 納付が困難な学生で、新しく学生になった方、前年度申請しなかった方、在学する学校が変わった方、日本年金機構からはがきが届いていない方

申請方法 必要書類を同課(本庁舎1階15番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

※毎年度申請が必要です。

※マイナポータルを利用している電子申請も可能です。

持ち物 マイナンバーか基礎年金番号を確認できる書類、学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書、会社を退職して学生になった場合は雇用保険離職票か雇用保険受給資格者証

※代理人による申請時は、運転免許証など代理人の本人確認書類

▼前年度承認され、引き続き同じ学校に在学している方は…日本年金機構から郵送されたはがきに必要事項を記入して投函

※学生以外の方にも、免除制度や納付猶予制度があります。

●詳しくは…

日本年金機構栃木年金事務所

☎0282・22・4131

## 緊急在学奨学金

教育総務課・☎22216

家計の急変により奨学金の貸与が必要になった学生のための奨学金です。

内容 左表のとおり

区分	貸与月額	返還(無利子)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	15,000円	卒業後1年据え置き、貸与年数の2倍の期間内に返還
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	30,000円	卒業後1年据え置き、貸与総額を15,000円で割った月数内に返還

※各種学校、大学院などは除く。

応募資格 ①主たる家計支持者の死亡、疾病、失職、被災、その他やむを得ない事由により、家計に著しい影響を受けていて

②保護者の住所が市内に1年以上あり③市内に住所があつて返済能力がある連帯保証人2人(1人は保護者)を確保できること

申込 4月1日(月)から7年2月

10日(月)までに必要書類を同課

(教育庁舎3階)

※書類による審査があります。

## 就学援助制度

学校管理課・☎2221

経済的な理由で就学困難な児童・生徒に学用品費などの一部を援助します。

対象 市内在住の公立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者で、経済的に困窮している方

※失業や家計が急変した方も含みます。

内容 学用品費、修学旅行費、

学校給食費などの一部を援助

申込 申請書を児童・生徒の在

籍する各学校へ提出

※申請書は

各学校にあ

ります。

※書類によ

る審査があ

ります。



お忘れなく！

## 国民健康保険の手続き

保険年金課・☎202147

3月から4月は、会社の就職・退職、大学の入学・卒業などの異動の時期です。同保険に変更が生じた方は必ず手続きをしてください。

手続きが遅くなると、医療費などを返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

### 届出場所

▽市民課(本庁舎1階)

▽行政サービスセンター

▽各公民館(織姫・助戸を除く)持ち物

▽加入するとき⇨届出人の身分証明書、社会保険などの離脱証明書、世帯主と加入する方全員のマイナンバーを確認できるもの、各種医療費受給者証(受給者のみ)

▽脱退するとき⇨届出人の身分証明書、世帯主と脱退する方全員のマイナンバーを確認できるもの、全員分の加入した社会保険などの保険証、全員分の国民健康保険証、各種医療費受給者証(受給者のみ)

▽大学などに就学するために市外に転出するとき⇨届出人の身分証明書、在学証明書、世帯主と就学する方のマイナンバーを確認できるもの、国民健康保険証

※転出届と同時に手続きをしてください。

▽学生用保険証の交付を受けていた方が卒業したとき⇨届出人の身分証明書、世帯主と就学していた方のマイナンバーを確認できるもの、国民健康保険証

※就職して社会保険などに加入した場合は、社会保険証も持参。※学生ではなくなったが、市外に住所があるままで社会保険などに加入していない方は、住所地で国民健康保険に加入する手続きをしてください。また、本市へ脱退の手続きを必ず行ってください。

健康保険の切り替え時の受診にご注意を！



## 後期高齢者医療保険制度の保険料と軽減措置

保険年金課・☎202184

保険料率は、被保険者や医療費の増加などに対応するため、2年に一度見直しが行われます。6・7年度の保険料率などは次のとおりです。

区分	現行	6・7年度
均等割額	43,200円	45,600円
所得割率	8.54%	8.84%
		★1…8.54%
賦課限度額	660,000円	800,000円
		★2…730,000円



次の方は、

**6年度のみ激変緩和措置**があります

▷基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方…★1

▷5年度末以前から同制度の被保険者と6年度中に障害認定により同制度の資格を取得する被保険者…★2

### 均等割額の軽減措置の拡大



均等割額は世帯の総所得金額等に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。

6年度からは5割・2割の軽減判定所得基準が引き上げられ、対象となる世帯が拡大します。

※後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者の方は、保険料が軽減されます。